

経費科目区分便覧

科目名	例 示	取扱い上の注意	科目名	例 示	取扱い上の注意
売上(収入)	①商品・製造の売上、修理による収入。 ②自家消費(自分のお店で販売されている商品等を家事のため消費した場合は売上に計上しなくてはなりません)。 ③損害賠償金、補償金など。サービスの提供・その他営業活動による収入。 *貸倒損失 事業の遂行上生じた売掛金・貸付金・前渡金・その他これに準ずる債権が貸倒れになったときは、その金額を必要経費に算入することができますが、このように貸倒金として必要経費に算入できるのは、要件がありますので、担当者まで早めに申し出て下さい。	*雑収入 仕入割引、リベート、空箱作業層などの売却による収入。	福利厚生費	①適格退職年金、中小企業退職共済掛金などの負担額。 ②福利厚生施設として必要な新聞、図書、スポーツ用具及び医療費。 ③残業食事代など。 ④従業員のレクリエーション及び慰安費用。	従業員を雇用している場合のみ。 雇用保険、労災保険、社会保険などの事業主法定負担金は「法定福利費」になります。
仕入	商品、原材料の仕入、仕入商品の引取運賃、荷造費。		給料賃金	雇用関係のある者に対して支給する給料、賞与、賄費など。	一定額以上からは源泉徴収を必要とします。
租税公課	①必要経費となる公課…組合費・商店会費など。 ②必要経費となる税金…固定資産税・事業税・自動車税・不動産取得税 納税消費税額(税込経理の場合のみ)・登録税 印紙税・利子税・飲食税・物品税など ③必要経費とならない税金 …所得税・町県民税・相続税・贈与税・過少申告 加算税・無申告加算税・重加算税・延滞税 罰金科料など	飲食税、物品税は必ず収入金額に加えて当該科目にて経費にしなくてはなりません。	減価償却費	① 取得価額が10万円以上又は耐用年数1年以上の器具など。 (青色申告者で、平成18年4月1日から令和2年3月31日までに取得した取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、その業務の用に供した年分の必要経費に算入できるという特例があります。) ②建物、機械工具、車輛、什器備品。	法律で定めた計算方法で算出します。
荷造運賃	包装材料、船車運賃などで販売に際して発生するもの。	商品その他の買入に要した分は購入価格に加えます。	利子割引料	借入金の利息及び手形の割引料(返済金額のうち元本は除く)。	1年以上を一時に支払った場合年末で経過していない日数に該当する部分の利息、割引料は除きます(前払費用)。
水道光熱費	水道代、電灯及びガス料金、灯油、薪炭代、冷暖房用燃料費など。	家事使用分が明確でない場合には各月支払金額の全額をこの科目で処理し決算の時に家事使用分を見積って除きます。	地代・家賃	借地料、借家料、(但し敷金、権利金は含まない)。	権利金は減価償却をします。
旅費交通費	乗車船及び航空料金、宿泊料、通勤手当、日当(従業員のみ)、通行料など。		貸倒金	商取引で生じた売掛金などの債権で回収見込がなく次の事由の何れかに該当する場合は回収不能としてその金額を取り扱う。 ①債権の全部を免除した場合。 ②相手先が再生計画認可、強制和議、特別清算、更生計画認可、などの決定により債権の切捨てがあった場合。 ③取引停止期間が1年以上になる場合。 ④集金費にも充たない少額な債権。	①については年末までに内容証明郵便を発送のこと。 ②については備忘価格を残すこと。
通信費	電話料、郵便料、FAX、無線、※インターネットなど。	インターネットは事業として使用する場合のみ。 10万円以上のHP作成費は資産計上です。	支払手数料	送金・集金・販売・仲介等の手数料、その他の事務手数料。	
広告宣伝費	①新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、折込広告、立看板、チラシ、カタログ、などに要した費用。 ②マッチ、カレンダー、手拭、灰皿、試供品、見本品、サービス品など。		車輛費	ガソリン代、車検料、自動車修理、駐車料金など。	購入時のリサイクル料は除く(前払費用とする)。 車の保険料は別に記載。
接待交際費	取引先又は関係先の接待費用、贈答用品代、慶弔金など。	接待の場所、人数、目的を明確にしてください。	外注費	工事、作業の一部を外部に発注した金額。	
損害保険料	営業用建物、什器及び商品などの火災保険料、運送保険料など。	積立部分を除きます。	リース料	リース契約による支払金額(機械及び自動販売機など)。	
修繕費	壁の塗替、畳の表替、ガラスの入替、障子襖の張替及び建物、什器の修理費など。	資産の価値が増加する部分を除きます。	雑費	以上の いずれの科目にも該当しない場合のみ、この科目を使用します。 契約期間が一年未満のレンタル料は雑費に計上してください。	
消耗品費	①帳簿、請求書、納品書などの事務用品費。 ②減価償却をすべき資産で取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもの。 ③その他の雑品代。	販売を目的としないもの。 年末で残品の額の計算を必要とします。	専従者給与	次の状況から見て相当と認められる額(但し青色申告の場合)。 ①労務に従事した期間や労務の性質、その提供の程度。 ②他の使用人や同業者で同規模の事業所に従事する人の給与の状況、事業の種類や規模、収益の状況。	専従者がいることとなった日から1ヶ月以内に税務署に支給額の届出を必要とします。 又、届出の額を変更する場合も同じです。 源泉徴収は給料賃金に同じ。